

第 346 回(令和元年 12 月)定例会

会派提案意見書案

令和元年 12 月 5 日

番号	件名	提出 会派
意 1	社会資本の老朽化対策の推進を求める意見書	自民
意 2	河川整備計画に基づく水害対策の推進を求める意見書	自民
意 3	女性活躍の推進に向けた取組の一層の充実を求める意見書	県民
意 4	台風や集中豪雨等による災害からの復旧・復興に向けた制度の整備等を求める意見書	公明
意 5	C S F (豚コレラ) の早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書	公明
意 6	学校施設の空調整備強化を求める意見書	維新
意 7	国民健康保険事業へのペナルティー措置の撤回を求める意見書	共産
意 8	子どもの権利を保障する包括的な法整備を求める意見書	共産

(自由民主党)

意見書案 第 号

社会資本の老朽化対策の推進を求める意見書

高度成長期以降に集中的に整備した社会資本の老朽化は、着実に進行しており、次世代の社会経済の安定・安全に対する脅威となりかねない。

本県では、2014 年度に「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」を策定し(2019 年 3 月改定)、施設の安全性確保のため、計画的・効率的な老朽化対策を進めている。しかし、修繕にかかる費用が膨大であることから、多くの施設で修繕に着手できていない状況にある。まして、本来は、総コストの低減と予算平準化のため、施設に不具合が発生する前に対策を講ずる予防保全にも取り組むべきところ、厳しい財政状況下において、予防保全を進めることは困難な状況である。

南海トラフ巨大地震等の大規模地震や津波、近年頻発している集中豪雨等の自然災害に対する防災上の観点からも、社会資本の老朽化対策は喫緊の課題であるが、このままでは、十分な対策を講ずることができない。

よって、国におかれては、社会資本の多くを地方公共団体が維持管理していることを踏まえて、国民の安全・安心の確保のため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 予防保全や大規模構造物の更新を含む老朽化対策に必要な予算を別枠で確保するとともに、補助対象の拡大によって、事業ごとに確実かつ集中的に予算を充当すること。その際、地方負担分についても地方財政措置の拡充を行うこと
- 2 公共施設等適正管理推進事業債について、充当率や交付税措置率を引き上げるとともに、期間を延長すること
- 3 公共施設等の老朽化対策に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など、財政措置を更に充実すること
- 4 地方公共団体における点検や修繕・更新を担う専門性のある技術職員・専門職員育成について、国の体制や拠点を強化し、支援の充実を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

河川整備計画に基づく水害対策の推進を求める意見書

国管理の河川においては、河川整備計画に基づく水害対策が進められており、全国 109 水系について「200 年に 1 度の水害に耐えられるか」などの目安で堤防の必要性や規模を決め、20～30 年を目標に整備が進められている。

しかしながら、2019 年 3 月末時点の調査によると、堤防が必要な区間の合計 1 万 3 千キロメートルのうち、大きさが計画水準に達していない区間が約 3 千 5 百キロメートルと全体の約 26%、堤防自体が設置されていない区間が約 750 キロメートルと全体の 5.6%にのぼっている。

今年 10 月に発生した台風第 19 号の大雨による影響により、茨城県の久慈川や那珂川では未整備区間において堤防が決壊し、周辺地域が浸水するなど甚大な被害が発生した。さらに、氾濫した那珂川では水戸市、ひたちなか市の無堤防区間 3 箇所からも水が溢れ、住宅や田畑が浸水する被害が発生した。

今後も記録的な大雨が降る可能性は高く、全体の約 3 割にのぼる未整備区間及び無堤防区間を早期に解消する必要がある。

よって、国におかれては、河川整備計画に基づく水害対策を早期に進め、浸水被害から地域住民の生命や財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

女性活躍の推進に向けた取組の一層の充実を求
める意見書

人口減少・少子高齢化が進展する中、社会の活力を維持していくためには、女性の活躍が必要不可欠である。国においても、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、社会の活性化につながるよう「すべての女性が輝く社会」の実現に向けた取組を進めている。

第4次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野における女性の活躍を目指し、2020年までにその割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げているが、国会議員等の候補者に占める女性の割合や民間企業の役職に占める女性の割合は依然として低水準であり、政策や方針などの決定過程への女性の参画を一層進める必要がある。

また、本年6月の労働力調査では、女性の就業者数が3千万人を突破するなどその就業者数は増加傾向にあるが、男性の育児休業取得率や男性の育児・家事関連に費やす時間等は低水準であり、女性の負担が大きい状況がある。加えて「男女共同参画社会」の周知も十分でないことから、社会において女性がその能力を十分に発揮するためには、さらなるワーク・ライフ・バランスの取組とともに、男女共同参画社会に関する理解の促進を図る必要がある。

よって、国におかれては、女性活躍の推進に向けた取組を一層充実させるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、女性の参画拡大の積極的な推進及び女性活躍の視点に立った制度等の整備を進めるとともに、社会全体の理解促進を図ること。
- 2 女性の活躍促進に関する取組を行う地方公共団体を支援するため、十分な予算額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

台風や集中豪雨等による災害からの復旧・復興に向けた
制度の整備等を求める意見書

今年度も、日本全国で台風や集中豪雨等による災害が頻発した。特に、台風第19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風第15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

国においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取組に総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に推進する必要がある。

さらに、近年、台風や集中豪雨等による災害が相次いで発生しており、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している状況を踏まえた、新たな対応策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、台風や集中豪雨等による災害が発生した際に、速やかに復旧・復興を成し遂げるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 1日も早い被災者の生活再建のために、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行えるよう、既存制度を再検討すること。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等が被災した際に速やかに復旧、再開できるよう、必要な支援を行えるような体制を整備すること。
- 3 商工業、農林水産業が被災した場合に、早期に事業を再開できるよう、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地に風評被害が発生した場合、その払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を速やかに行えるような制度を創設すること。
- 5 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の前倒し実施と、事業期間の延長、災害の教訓を反映した新たな枠組みの創設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

C S F (豚コレラ) の早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書

昨年9月に国内で26年ぶりに発生したC S F (豚コレラ) は、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に14万頭を超える殺処分が行われるなど、甚大な被害をもたらしている。

また、感染地域についても、養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、さらなる広域化の様相を呈している。この状況は、C S F (豚コレラ) 対策が新たな局面に入ったと認めざるをえない。

よって、国におかれては、C S F (豚コレラ) の早期終息に向け、今回の事態を国家レベルの危機事案と受け止め、養豚農家が今後も安心して経営できるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないように取り組むこと。
- 2 今般のC S F (豚コレラ) 拡大の主要因となっているC S F (豚コレラ) 感染野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
- 3 現在、アジアにおいて発生が拡大しているA S F (アフリカ豚コレラ) の国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

学校施設の空調整備強化を求める意見書

異常気象が続く今日、夏季には猛暑に見舞われ、児童生徒は熱中症の危険のある中、授業やクラブ活動に勤しんでいる。そのような状況の中、兵庫県でも保護者及び学校関係者等から、子どもたちの命と安全を守るために、学校施設に空調を設置することを求める切実な声が相次いでいる。

また、昨今、体育館等が避難所として指定されている学校も多くあり、過酷な避難所環境では災害関連死につながる危険性も大きい。

国は、学校施設の空調を設置する自治体に対し、学校施設環境改善交付金を補助率3分の1として交付しているが、空調の設置、稼働、設備の維持管理などに多大な費用を要することから、自治体の財政負担は非常に厳しいものになると考えられる。

よって、国におかれては、児童生徒の安全と適切な教育環境を確保するため、また避難所となることが多い学校施設の環境整備の強化を図るため、設置後の維持管理も含めた財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

国民健康保険事業へのペナルティー措置の撤回
を求める意見書

厚生労働省は国民健康保険料（税）の値上げを抑えたり、引き下げたりするために一般会計から国民健康保険事業特別会計に独自に繰り入れを行う市区町村に対し、国からの交付金を減らすペナルティー措置を2020年度から導入する方針である。

2020年度からの新制度では、市区町村が一般会計からの繰入金金の削減・解消の取組を進めれば交付金を増やし、取組を進めない場合には交付金を減額する仕組みを市区町村と都道府県の双方に設けようとするものである。

これまで厚労省は、一般会計からの繰入は「自治体の判断で出来る」と、答弁してきた。これは、自治体独自施策を禁止すれば憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるためである。

市区町村が独自に実施している一般会計からの繰入にペナルティーを課せば、今でも高すぎる国民健康保険料（税）の値上げは必至であり、これ以上の値上げとなれば住民の命と健康、暮らしをいっそう脅かすことになる。

よって、国におかれては、市区町村が独自判断で行っている一般会計から国民健康保険事業特別会計への公費繰り入れに対し、国庫からの交付金減額というペナルティー措置を課す新制度導入は撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

子どもの権利を保障する包括的な法整備を求
める意見書

2019年11月20日、国連で子どもの権利条約が採択されてから30年、日本が批准してから25年を迎えた。

しかし、日本では、虐待、学校でのいじめなどにより死に追い込まれる悲劇が繰り返し起きている。教育現場では、競争と管理教育の強化のなかで、教師の強圧的な「指導」や体罰、子どもの自由な表現や人権をふみにじる校則など、子どもの人権が守られない深刻な事態が広がり、さらにパワハラなど教職員の人権をもないがしろにされている。

2019年2月、国連子どもの権利委員会は、日本政府の定期報告書に対する最終所見として「社会の競争的な性格により、子ども時代と発達が悪されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」とした勧告を公表した。

条約では、子どもに係るすべてのことについて「子どもの最善の利益」が考慮されなければならない(第3条)とし、子どもの「意見を表明する権利」(第12条)を保障するよう定めている。

日本政府は、日本の子どもと教育をめぐる深刻な事態を踏まえ、子どもの権利委員会の勧告を真摯に受け止め、批准国にふさわしい対策を行うことが求められている。また、子どもたちが学校などで同条約を学べるようにするとともに、条約とそれに基づく子どもの権利委員会勧告を教職員や教育委員会、行政関係者が踏まえた教育を行えるようにすることが必要である。

よって、国におかれては、子どもの権利を包括的に保障するための法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。